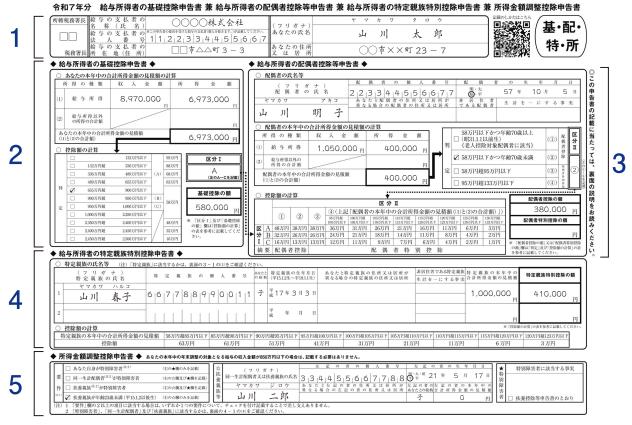
○ 令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別 控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。また、特定親族特別控除が創設されていますので、適用を受ける場合には申告漏れがないようご注意ください。



1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の ○○○ 株式会社	ヤマカワ タロウ
	(フリガナ)
	あなたの氏名 山川 太郎
	<u>あなたの住所</u>
税務署長 所 在 地 (住 所) □□□ 「□□ 「□□ 「□□ 「□□ 「□□ 「□□ 「□□ 「□□ 「□	又 は 居 所

▶● 所轄税務署長

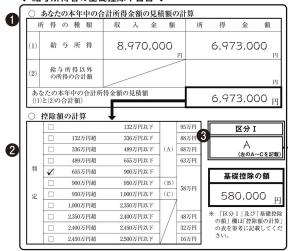
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶ むなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして 見積もった令和7年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けて いる場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収 入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を 計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm) に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページは こちらから

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		В		Α	
給与の収入金額(A)	給与所得の金額			
1 円以上 650),999 円以下	0			
651,000 円以上 1,899	9,999 円以下	A - 650,000 円			円
1,900,000 円以上 3,599	9,999 円以下	A÷4(千円未満の端数切捨て) ,000円	_	B×2.8-80,000円	円
3,600,000 円以上 6,599	9,999 円以下	A÷4(千円未満の端数切捨て) ,000円	В	B×3.2-440,000円	円
6,600,000 円以上 8,499	9,999 円以下	A×0.9-1,100,000円			円
8,500,000 円以上 (所得金)	類調整控除の適用が)	A - 1,950,000 円			円
8,500,000 円以上 (所得金) ある場合	類調整控除の適用が)	A — 1,950,000 円—所得金額調整控除			円

- 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです(①、②の両方がある場合に はそれらの合計額)

 - はそれらの合計額」。 ① (給与の収入金額 ^{(幸.1} 850万円)×10% ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円 ② 給与所得控除後の給与等の金額 ^(幸.2) +公的年金等に係る雑所得の金額 ^(幸.2) –10万円 ※ 2 10万円を超える場合は、10万円
 - 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除

▶2 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額 を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控 除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

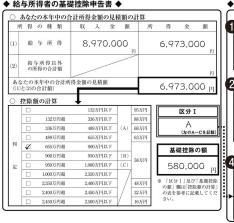
▶3 区分 I

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記 載します

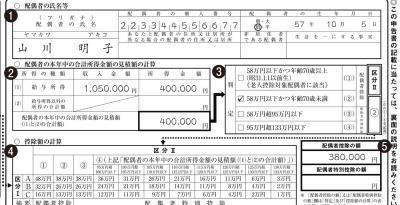
配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載します この欄は、 (注) ので、それ以外の人は記載不要です

給与所得者の配偶者控除等申告書の記入。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆



※1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか 1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

▶ 配偶者の氏名、個人番号など

- 定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与 の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、 「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送 金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付 等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書 を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶2 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所 得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ 割定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、 判定結果に対応する記号(①~④)を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶4 控除額の計算

「控除額の計算 | の表に基礎控除申告書の区分 I の判定結果 (A~C)と この申告書の区分Ⅱの判定結果(①~④)を当てはめ、配偶者控除額 又は配偶者特別控除額を求めます。

⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄 が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表 で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆



- ※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。
 - 1 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものと みなされます。
 - 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者の うちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
 - 3 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

▶● 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満 (平 成15年1月2日~平成19年1月1日生)の親族(里子を含み、配偶者、 青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。) で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人をいいます。 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与 の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合に は、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」 欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類 の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶2 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所 得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ 3 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当 てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

5 所得金額調整控除申告書の記入

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶ ● 要件

該当する要件にチェックを付けます。

なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。



左記のページは こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業 専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(里子や養護老人を 含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色 事業専従者を除きます。)で、令和7年中の合計所得金額の見積額が 58万円以下の人をいいます。

▶2 ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目に チェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか 1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、 給与の支払者に確認してください。

▶ 3 ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。

電子版などの性級に入口十八日、ドロン はの が正 がまる事実を記載します。 ※特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。